

次期教育施策大綱の策定について

1. 教育施策大綱とは

(1) 内容

- ① 地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について目標や方針を定めるものです。
- ② 国の教育振興基本計画を参酌し、地域における教育上の課題を踏まえて策定します。

(2) 策定期間

- ① 概ね4～5年程度が想定されています。
- ② 現在の大綱は、令和4年度末をもって終了するため、令和5年度を始期とする新たな大綱を策定します。

(3) 総合教育会議での協議

- ① 大綱を定める際には、総合教育会議で協議するものとされています。
- ② 総合教育会議で協議・調整が図れば、教育振興基本計画をもって大綱に代えることができます。

(4) 公表義務

- ① 大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく公表しなければなりません。
- ② 深谷市では、市ホームページに掲載しています。

2. 教育施策大綱と教育振興基本計画の関係

(1) 過去の教育施策大綱の位置づけ

- ① 大綱は、目標や方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することまでは求めています。
- ② 深谷市では、過去2回の教育施策大綱の策定にあたり、総合教育会議で協議の上、教育振興基本計画の「基本理念、基本方針、基本目標」を大綱に位置づけてきました。

3. 次期教育振興基本計画（総論部分）の内容

（1）基本理念

「立志と忠恕の深谷教育」

～ふるさとを愛し、夢をもち志高く生きる～

①郷土の偉人・渋沢栄一翁の生涯を貫いた精神を基にした深谷市が目指す教育の姿です。深谷市の教育振興を図るうえで切り離せない普遍的な概念であるため、第3期計画においても継承していきます。

（2）視点

①基本目標を達成するために共通して求められる切り口、各基本目標を横ぐしでとらえる考え方を「視点」という形で整理します。

（3）基本目標

①基本目標は、市の最上位計画である総合計画における個別施策と同一内容とすることにより、両計画間の連動性を確保しながら各施策を推進していきます。

4. 協議事項

（1）次期教育施策大綱の策定形式について

①大綱を教育振興基本計画と一体的に策定。

⇒深谷市では過去2回ともこの方法を採用しています。

②教育振興基本計画を大綱に代える。

③教育振興基本計画と関連性を持たせた大綱を別途策定。

（2）次期深谷市教育施策大綱の基本理念、視点、基本目標について